



高松市の補助金の御案内

▶補助対象者

高松市内に **本社又は主たる事業所（個人の場合にあっては住所）を有する中小企業者等**

※その他要件は手引で御確認ください。

【お問合せ先】

高松市産業振興課
☎087-839-2411

高松市研究開発事業補助金

▶ 補助対象事業

実用化につながる新製品や新サービスの開発、試作品の作成及び既存製品の高付加価値化を図るために研究開発を実施する事業であって、交付申請日から概ね3年以内に商品化を目指すもの。

単 独 枠	補助対象者が単独で実施するもの
コンソーシアム枠	申請者が主となり構成するコンソーシアムにおいて実施するもの

▶ 補助対象経費

原材料費、消耗品費、試験検査費 他

▶ 補助上限額

単 独 枠	150万円
コンソーシアム枠	300万円

↓詳しくはこちら↓



▶ 申請期間

令和8年4月6日（月）から
令和8年5月29日（金）まで
（窓口持参又は郵送※消印有効）

▶ 補助率

対象事業の **2 / 3**
※地域課題の解決に資する事業は **3 / 4**

高松市事業高度化等支援補助金

高松市内の中小企業者又は認定支援機関が外部人材の活用により、自社の課題解決やDXの推進等を支援します！

▶対象事業

- ・兼業・副業人材活用
- ・サイバーセキュリティ診断
- ・Webマーケティング高度化
- ・Webアクセシビリティ対応

▶補助額 ※1,000円未満切り捨て

対象事業の **1 / 2（上限30万円）**

▶申請方法・期間等

高松市ホームページで御確認ください。



高松市中小企業ITパスポート等取得支援補助金

従業員のデジタル基礎知識の習得やリスキリング支援に取り組む中小企業を応援します！

▶補助対象経費・補助上限額・補助率

経費	補助上限額	
	1 従業員当たり	1 申請者当たり
A:受験手数料	6,800円	20万円
B:対策講座受講料	13,200円	

▶補助額 ※100円未満切り捨て

対象事業の **10 / 10**

▶申請方法・期間等

高松市ホームページで
御確認ください。



▶▶▶高松市ホームページはこちら▶▶▶

募集中の補助金情報を御確認いただけます。





障害者差別解消法

「合理的配慮の提供」をご存じですか？



令和6年4月から「障害者差別解消法」の内容が新しくなり、
事業者による障がい者への「合理的配慮の提供」が法的義務となりました。

障がい者への「合理的配慮の提供」とは
日常生活や社会生活において、障がいの
ある人の行動が制限されている場合があり
ます。その社会的障壁を取り除くため、場
面に応じて負担になりすぎない範囲で、個
別の対応をすることが求められています。

「合理的配慮」には対話が重要です。
障害のある人と事業者等が対話を重ね、
ともに解決策を検討していくこと＝「建設
的対話」に努めることがポイントです。

物理的環境への配慮（例：肢体不自由）

《障害のある方からの申出》
飲食店で車いすのまま着席したい。

《申出への対応》

机に備え付けの椅子を片付
けて、車いすのまま着席で
きるスペースを確保した。

意思疎通への配慮（例：弱視難聴）

《障害のある方からの申出》
難聴のため筆談によるコミュニケーション
を希望したが、弱視でもあるため細い
ペンや小さな文字では読みづらい。

《申出への対応》

太いペンで大きな文字
を書いて筆談を行った。

障がい者差別に関する相談窓口 高松市障がい福祉課 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話 (087) 839-2333 FAX (087) 821-0086



最大
60万円（年間12万円×5年間）

採用活動にもぜひ御活用ください！！

高松市

奨学金 返還支援

若者のU・Iターン就職を支援！

お問合せ先：高松市役所 政策課 TEL：087-839-2143 Mail：seisaku@city.takamatsu.lg.jp



ココロの健康セミナーのご案内

どなたでも 無料 事前申込

あなたやご家族の「心の健康」を守るために、正しい知識と理解を深めませんか？
誰もがかかると可能性があるココロの病について、専門家と一緒に学びましょう。

詳細は右記「高松市ホームページ」を
ご覧ください。



高松市ホームページ

お問合せ・お申込み
高松市健康づくり推進課 精神保健係
電話：087-839-3801（平日9:00～17:00）

R8年度テーマ

統合失調症
アルコール依存症
老年期精神障害
発達障害
ココロの不調
思春期
ゲートキーパー
女性ホルモン
睡眠
若者の依存症